

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	—	仕 様 書 番 号
バー	EM-T130507E	
	作 成	平成25年 4月24日
	変 更	平成30年 4月12日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の歯科用スチールバーについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 種類

種類は、表1によるものとし、調達する種類は、調達要領指定書において、表1の番号によって指定する

表1—種類

番号	物品番号	規格
1	6520-006-8875-5	CA用, No. 700, 12個
2	6520-006-8877-5	CA用, No. 701, 12個
3	6520-006-8879-5	CA用, No. 702, 12個
4	6520-006-8881-5	HP用, No. 1/2, 12個
5	6520-006-8890-5	HP用, No. 33, 1/2, 12個
6	6520-006-8898-5	HP用, No. 702, 12個
7	6520-006-8902-5	HP用, No. 700, 12個
8	6520-006-8903-5	HP用, No. 701, 12個

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称、表1の規格による。

例 バー, CA用, No. 700, 12個

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S T 5 2 0 1 歯科用バー

J I S T 5 5 0 4 - 1 歯科用回転器具一軸一第1部：金属製

b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）（以下，“医薬品医療機器等法”という。）

## 2 一般的事項

“医薬品医療機器等法”によって、医療機器として製造販売を承認、認証又は届出された製品であるものとするほか、この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様書及び社内規格並びに商慣習による。

## 3 製品に関する要求

### 3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

### 3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

## 4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 5 出荷条件

### 5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1の4.1による。

### 5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、**図1**によるほかG L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1の4.2による。

物品番号
品 名 バー
規 格
納入年月
納入業者

**注記 1** 物品番号及び規格は、**表 1**による。

**注記 2** 品名は、仕様書の名称による。

**注記 3** 納入年月は、西暦で表示するものとする。

**注記 4** 使用期限、製造年月日及びロット番号があるものについては、製品自体に記載がない場合、**図 1**に、その項目を追加し表示するものとする。

**注記 5** 納入業者は、契約の相手方の名称又はその略号を表示するものとする。

**図1**—個装表示

## 6 その他の指示

### 6.1 提出書類

提出書類は、**図2**によるものとし、契約の相手方は、納品書に**図2**を添付して提出するものとする。ただし、使用期限、ロット番号等がない製品については、**図2**の該当欄に斜線を付すものとする。

### 6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

# 納 入 品 証 明 書

住 所

会 社 名

代表者名

契 約 番 号

調 達 要 求 番 号

	物品番号	品名・規格	数量	製造会社名	製造年月	使用期限	ロット番号
1							
2							
3							
4							

・  
・  
・

納入品は、上記内容に相違ありません

(和暦) 年 月 日

図2－納入品証明書

## 調 達 品 目 表

調 達 要 求 番 号		作 成 部 隊 等 名	関東補給処用賀支処
調 達 要 求 年 月 日	令和 4年 3月11日	作 成 年 月 日	平成30年 4月12日
仕 様 書 番 号	EM-T130507E		

### 1 調 達 品 目

品 名	規 格	カ タ ロ グ 製 品 名 <sup>a)</sup>
歯科用スチールバー	CA用, No. 700, 12個	デンツプライシロナ(株) メルファー スチールバーCA フィッシャー 010 6入 700 東京歯科産業(株) Fig. 38 エナメルバー 1打 CA用 010 6本入×2箱 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)
	CA用, No. 701, 12個	デンツプライシロナ(株) メルファー スチールバーCA フィッシャー 012 6入 701 東京歯科産業(株) Fig. 38 エナメルバー 1打 CA用 012 6本入×2箱 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)
	CA用, No. 702, 12個	デンツプライシロナ(株) メルファー スチールバーCA フィッシャー 016 6入 702 東京歯科産業(株) Fig. 38 エナメルバー 1打 CA用 016 6本入×2箱 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)
	HP用, No. 1/2, 12個	デンツプライシロナ(株) メルファー スチールバーHP ラウンド 006 6入 1/2 東京歯科産業(株) Fig. 1 ラウンドバー 1打 HP用 006 6本入×2箱 (株)モリタ MSスチールバー ラウンド HP ISO006 (USA1/2) 6本入 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)

## 調 達 品 目 表 (続 き)

調 達 要 求 番 号		作 成 部 隊 等 名	関 東 補 給 処 用 賀 支 処
調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 3 月 1 1 日	作 成 年 月 日	平 成 3 0 年 4 月 1 2 日
仕 様 書 番 号	E M - T 1 3 0 5 0 7 E		

### 1 調 達 品 目 (続 き)

品 名	規 格	カ タ ロ グ 製 品 名 <sup>a)</sup>
歯 科 用 ス チ ー ル バ ー	HP 用, N o . 3 3 , 1 / 2 , 1 2 個	デンツプライシロナ(株) メルファー スチールバーHP インバーテッド 0 0 6 6 入 1 / 2 東京歯科産業(株) F i g . 2 インバーテッドバー 1 打 HP 用 0 0 6 6 本 入 × 2 箱 (株)モリタ MSスチールバー インバーテッ ドコーン HP I S O 0 0 6 (U S A 3 3 1 / 2) 6 本 入 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)
	HP 用, N o . 7 0 2 , 1 2 個	デンツプライシロナ(株) メルファー スチールバーHP フィッシャー 0 1 6 6 入 7 0 2 東京歯科産業(株) F i g . 3 8 エナメルバー 1 打 HP 用 0 1 6 6 本 入 × 2 箱 (株)モリタ MSスチールバー フィッシャー HP I S O 0 1 6 (U S A 7 0 2) 6 本 入 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)
	HP 用, N o . 7 0 0 , 1 2 個	デンツプライシロナ(株) メルファー スチールバーHP フィッシャー 0 1 0 6 入 7 0 0 東京歯科産業(株) F i g . 3 8 エナメルバー 1 打 HP 用 0 1 0 6 本 入 × 2 箱 (株)モリタ MSスチールバー フィッシャー HP I S O 0 1 0 (U S A 7 0 0) 6 本 入 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)

## 調 達 品 目 表 (続 き)

調 達 要 求 番 号		作 成 部 隊 等 名	関 東 補 給 処 用 賀 支 処
調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 3 月 1 1 日	作 成 年 月 日	平 成 3 0 年 4 月 1 2 日
仕 様 書 番 号	E M - T 1 3 0 5 0 7 E		

### 1 調 達 品 目 (続 き)

品 名	規 格	カ タ ロ グ 製 品 名 <sup>a)</sup>
歯科用スチールバー	HP用, No. 701, 12個	デンツプライシロナ(株) メルファー スチールバーHP フィッシャー 012 6入 701
		東京歯科産業(株) Fig. 38 エナメルバー 1打 HP用 012 6本入×2箱 (株)モリタ MSスチールバー フィッシャー HP ISO012 (USA701) 6本入 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)
<b>注 <sup>a)</sup></b> この調達品目表に記載したカタログ製品名は, 製品を選定するときの参考として例示したものであり, 当該製品を指定するものではない。		

### 2 性 能 等

同等と判断する要求基準は, 次による。

- a) 軸部形式は, J I S T 5 5 0 4 - 1 の箇条4に規定する, 軸部形式(タイプ)1, アンクルハンドピース用(CA用)又は軸部形式(タイプ)2, ストレートハンドピース用(HP用)とし, 規格による。
- b) 形状, 番号, 刃の数及び寸法は, J I S T 5 2 0 1 の表1に適合するものとする。
- c) 材料は, 炭素鋼とする。
- d) 数量は, 12本入り(又は合計12本を1セット)とする。